

## 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第12回・第13回） 概要

<第12回：令和2年8月20日（木）14:00～17:00>

### 議題1：関係部会等からの検討状況の報告

#### <意見交換>

- デジタル教科書の使用が増える場合に懸念される影響、それを最小限にするための留意事項について注目している。今回の一斉休業以降のオンライン授業の中で、学校でも自宅でも学習塾でもタブレットやデジタル教材を使うほか、自宅でのゲーム等でもタブレットを使っているような状況があり、タブレットに接触している時間の長時間化が課題になる中で、利用時間の自己管理能力の醸成も課題になっていくと考える。タブレットを教室でも自宅でも使う場合、保護者との連携が必要であり、学校教育と家庭教育の連携に係る検討の視点がより重要になる。
- 理科の実験のようなときには、ほぼ教科書を使わないため、指導者用デジタル教科書を活用しているが、毎時間の授業で使っても、全体で見たときの利用頻度は授業時数の2分の1以下になると思われるところ、単純に授業時数ではなく、教科書の特性に応じて考えてもらえるとうい。
- デジタル教科書を用いて実際に授業を進めるのは個々の教員であるので、まずは教員や生徒にとって具体的に効果が感じられるものでなければならない。導入時には、研修を含め教員の負担を伴うものになると思われるところ、学習機能やその効果とともに、具体的な操作方法や活用方法をわかりやすく示していくことが重要。教員への負担をなるべくかけずに導入が可能となるような配慮や検討もお願いしたい。
- 全国で4,000以上の学級で複式の指導が行われているところ、そういった学級においてデジタル教科書を活用するのであれば、電子黒板や教師用タブレットも2台必要になってくる。学校規模が小さくても、他の学校と同じだけの設備を用意する必要があるところ、財政的には厳しいので、そういった点での支援を考える必要がある。
- 情報端末やデジタル環境の整備の促進については、その方向で進めるべきであるが、教室における授業という観点ではデジタル一本やりでは危ういと考えている。紙もデジタルもともに生かしていく、紙とデジタルの融合を図っていくような、授業の文化を豊かにしていくことも方向性として十分にあり得るのではないか。デジタルのみに傾注するのではなく、複眼的な検討をしていただきたい。
- デジタル教科書の検討に当たり、どのような学習機能や操作機能、学習履歴の把握のための仕組みが必要かということが示されているが、例えば演習問題自体を教科書に載せるだけではなく、解答ができるようにする、解答履歴を残せるようにする等、今まで教科書

が果たしてきた役割について、デジタルに置き換えることで、どのようなやり方ができるのかまで踏み込んだ議論をお願いしたい。

## 議題2：中間まとめ（骨子案）について（資料3）

### <意見交換>

- タイトルに「誰一人取り残すことのない」とありながら、格差是正に関わる記述が不十分である印象であり、各論に明確な書き込みがない。今般の学校の休校措置は、これまでも存在していた重要な問題を顕在化させたり、複雑化させたりしており、例えば社会的、経済的条件の不利によって十分な教育や学習の継続がなされない子供たちの存在と格差の問題があると考えている。子供の学びの格差は、単にオンライン学習環境があるか否かといった物理的なものだけでなく、家族のサポートや本人が学習へのエンゲージメントを持続できたかどうかというような複数の要素が重層的に関わり、それが社会的、経済的条件と連動して引き起こされたものである。このような課題は世界的課題であり、ユネスコや各シンクタンクの報告書においても、今何らかの策を講じなければ、こうした学びの格差や学びの損失が、生涯にわたって影響を与える可能性が指摘されているほか、各国の研究者間でも重要な課題として認識されているところ、Society5.0時代の教育政策においては、こうした格差を是正する姿勢をより明確に持つ必要がある。その際、教師にのみその役割を期待し、より一層の努力をお願いするのではなく、それを可能とする資源配分の量や配分方式を含めた制度・システム、ケアの視点からのサポートも含め、格差是正に取り組む方向性を明示してほしい。
- サブタイトルが「多様な子供たちの資質・能力を育成するための」で始まっているが、コロナ禍でのGIGAスクール構想の実践の意義は大きかったと思われるところ、メッセージとしてICTやデジタル、オンラインといったものが入った方がよいのではないか。
- P7およびP8に採用倍率の低下や教師不足の深刻化についての記載はあるが、これらの課題に対する教師の人材確保策に関する記載がないので、各論部分に追記すべきではないか。その中で、まず教師という仕事は創造的な仕事であることを記載してほしい。また、全国各地の都道府県教育委員会で行われている働き方改革の取組や教職の魅力向上の取組の好事例を収集し発信すること、受験年齢制限の緩和や特別免許状を活用した選考をすること、計画的な採用が必要であることについても触れてほしい。
- かつて不況の際に教員志望者が増えたということがあったが、コロナ禍においても、教員志望者の増加や教員への転職の増加が予想される場所である。教職を取り巻く環境の変化を見つつ、今年度の採用状況や倍率を踏まえて、新たな方策を立てるべきであるということについても言及していただけないか。
- 今般の全国一斉の学校の臨時休業によって、学校の役割が再確認されたという記述は大変有意義である一方、公立学校の教員採用選考試験における採用倍率の低下傾向や、一時

的な教員の欠員、教師不足を指摘せざるを得なかったところ。教師の魅力、創造性が再確認されたということアピールし、この答申後に教員志願者が増えるような、具体的な提案をしていきたい。

- P8 の 1 つ目の○に、教師不足の原因として「講師登録名簿の登載者数の減少」について言及されているが、免許更新制によって、免許が眠っている状態のものが多くあることも要因の一つとして自覚すべきではないか。
- 教員の資質向上については、様々な柱で記載がなされているが、全体に係る課題にもなるため、教員養成、免許制度、採用、研修等について一体的に検討されることを、総論部分も含めてできる限り具体的に強調して示す必要があるのではないか。
- P9 の 3 つ目の○に、新型コロナウイルス感染症が収束した後であっても、同様の事態に備え、対応を行うことが必要であるという記載があるが、学級定員の見直し・改善や学級編成基準の改善がある程度読めるよう、具体的に記載することが必要ではないか。
- P12 (1) 3 つ目の○について、幼児教育段階からの発達と学びの連続性が議論の中心に位置付けられているところであり、他の委員からも指摘があったところではあるが、高等学校からも幼児教育段階からの学びの連続性を意識されていることが非常に象徴的である。
- 遅くとも高校生段階では、地域社会における実生活の文脈で、当事者として課題を探究する学習をする中で、探究力や民主主義を学び、主権者として主体的に社会や国をより良くする形成者になってほしい。その観点から、P13にある「学びの姿」について、幼児教育、義務教育、高等学校教育の各段階において、子供たちが属する地域社会の魅力や課題の発見、解決といった探究的な学びの体験を準備するための記述を増やしてほしい。
- 投票権が 18 歳に引き下げられているが、投票率が非常に低いという状況があるところ、一人一人が主権者として我が国の将来に対して責任を持っているということ、幼児期から高等学校教育まで一貫して教えていくべきであり、本中間まとめにも主権者教育の観点をもう少し盛り込んでもらいたい。
- P13 の③高等学校教育の在り方に関し、学びのオーナーシップを生徒側に戻していくといった書きぶりがないか。管理され、言われた通りにするのではなく、様々な選択を自分ができる状況にし、自立した学習者となって、卒業後に一人の大人として生きていくことを始められる状態を目指すことについて、もう少し具体的に記載したい。
- P14 の (2) 教職員の姿に関し、高校生がオーナーシップを持った学び手になるということ踏まえたとき、教職員は「伴走者」になっていくこともどこかに盛り込んでもらいたい。
- P14 (2) 教職員の姿について、地域社会との連携、連動を自らコーディネートする、もしくは別途配置されたコーディネート人材と連携して推進するといった姿の記述が必要で

はないか。

- P14の(3)子供の学びや教職員を支える環境の1つ目の○について、「1人1台端末環境の実現」とあるが、これは教職員も含めてということになるか。誰にとっての1人1台なのかが明らかでないので、先生方の1人1台端末を準備するということも含め、対象を明記すべき。
- P16以降につき、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性が6つの柱で示されているところ、6つの方向性についてはポイントを突いたものであると感じた。しかし、それぞれの柱について、「重要である」「求められる」といった形で方向性の認識を示しているのであれば、その実現のための方策や手立てについても記載があるべきではないか。もちろん、この後の各論においてそれらが位置づけられているという整理もあるとは思いますが、6つの柱について、方向性ととも、実現、具体化のための手立てや方策を対にして示すという整理の仕方も、今後検討すべきではないか。
- これまで本特別部会で具体的に提起してきた、対面指導と遠隔・オンライン授業のハイブリッド化について、P49以降に記載があるが、指摘が詳細ではないかもしれない。例えばP17以降の「4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」のうち、(3)の部分で「ハイブリッド型」というキーワードを入れ、総論においても、「対面指導と遠隔・オンライン授業の最適な組み合わせ」を記述してはどうか。
- P17の(3)の4つ目、5つ目の●に関連し、1人1台という時代に向けては、教職員の働き方改革も含め、先生方の授業の見直し、改善が必要になるが、最先端技術を用いることで、自らの授業や子供の学びのプロセスを分析することが容易になるよう、現場での研究を積極的に進め、成果を広めていくことが必要ではないか。
- P18(4)に「義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本に置きつつも、教育課程を履修したと判断するための基準については、履修主義と習得主義を適切に組み合わせ…」といった記載があるが、これを具体的にどうするのかというイメージが湧きにくいので、もう少し踏み込んだ表現があってもいいのではないか。
- P22の2つ目の○の3行目につき、「家庭や地域では体験し難い」という表現があるが、ここは「家庭では体験し難い地域の文化・自然等に…」とするのが良いのではないか。
- P24、25の③教職員の専門性の向上に関し、幼稚園教諭の場合、二種免許取得者が多く、カリキュラム・マネジメントや園務の中心を担う人材における二種免許から一種免許への上進は大きな課題であるので、今後も引き続き取り組んでいきたい。
- P26、27の(7)新型コロナウイルス感染症への対応について、本件は現在進行形の課題であり、幼稚園・こども園は小規模施設であること、幼児の場合は心と体の距離を分けて対応するのは非常に難しい実態があり、密接な環境あるいは密集した集団での保育、教育活動も重要な機会として位置づいているところ、行政と連携した支援策を講じていく必

要がある。適宜内容を更新しつつ、最終的な取りまとめをしていただきたい。

- P27に「9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」の3つ目の○において、「誰一人取り残さない」ということが打ち出されているが、社会性や協調性についても盛り込んでほしい。P29③の1つ目の○にも、「あらゆる他者価値のある存在として尊重する環境を築くことが重要」といったことも明記されているが、社会性や協調性、規範意識を高めながらといったことがにじみ出るような記載があれば、多様性を認め合うというところにつながると考える。
- P28②に授業時数の在り方について記載があるところ、飛び級ではなく、特定の教科において学年以上の学びをしたいという子供も一定数いると思われるので、学年を超えた学びの可能性についても明記しておく必要があるのではないか。
- 実社会との接続を果たすため、高校段階での広い意味でのキャリア教育、小中学校と連動したキャリア教育を進めていくことが必要。P33以降の、新しい時代の高等学校教育の在り方の中で、キャリア教育にも触れていただきたい。
- 高等学校普通科の改革は、義務教育の在り方と直結する大きな影響力を持っているものであるため、この両者が連動していくという視点で、引き続き議論してもらいたい。
- P34(2)①の2つ目の○につき、先日の新しい時代の高等学校教育の在り方WGにおいても議論があったが、スクール・ミッションについては多くのステークホルダーとの意見調整等のプロセスが大事という意見について、ぜひ反映してほしい。
- 実際に外国にルーツのある子供が高校に進学するにあたって、高校によっては多様な言語や文化を学ぶような科目が設置されていたり、定時制高校の中で大きな支援がされているような事例が全国に多く存在しているところ、新たな高等学校教育の在り方の中に、外国にルーツを持つ子供の学びについてもぜひ書き込んでほしい。
- P40②の前段に、就学前、早期からの相談・支援の充実について言及があるが、小中学校においても障害や特性の早期発見・早期支援が極めて重要。②の4つ目の○として、小学校低学年の段階ですべての児童に対し、読み書きや感覚の特性を含む、特性に関する検査を行い、その結果に応じて支援を行うという文言を追加願いたい。学齢期になったときに、読み書きに困難がある子供たちを早期発見し、早期支援につなげるためにより具体的な文言を入れるべき。
- P41に「特別支援教室構想の具体化に向けた検討を」と記載があるが、一般的に特別支援教室構想の意味が浸透しているとは言い難いので、簡単に説明書きを追記してもらいたい。
- 特別支援学校の設置基準については策定されるべきであると思うが、基準内容によっては既存施設の多くが基準を満たしていないということになる可能性もあり、設置者には施設の増改築等の整備対応が強く求められるようになると思う。P15には、学校施設の整

備等、物的支援が国に求められる役割であると記載があるが、学校施設の補助については補助単価の設定が低いなど、従来より不十分な点があったので、ぜひ支援の充実を図っていただきたい。

- P42②に、特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性の向上に係る記載があるが、こちらについてはなかなか進歩がない。「特別支援学級、通級による指導の質の向上のために、児童生徒が身に付けるとよいスキル及び教師に求められる指導スキルを明確に体系化し、教員研修等で普及を図る」といった内容をP42の1つ目の○の終わりに続けて記載できないか。
- P43に関連し、特別支援学級や通級による指導を担当する教員を担保するものとしての免許について、「引き続き検討していく」といった文言を盛り込んでもらいたい。
- P43（4）関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実について、福祉と教育で一貫した方針をもって、互いに補完しながら協働することが徐々に進んでいるが、一部の学校や教育委員会ではまだ理解が少ないところもある。P43（4）の1つ目の○の終わりに続けて、例えば、福祉施設が行う保育所等訪問支援事業について、学校関係者に周知を図るとともに、保護者向けハンドブックを自治体ごとにカスタマイズし、児童生徒、保護者全員に配布する必要があることも具体的に追記してもらいたい。
- 障害のある子供に対する新型コロナウイルスの影響は、通常学級にいる子供以上に大きく、学校で積み上げてきた日常生活のスキルが崩れる、不安傾向が増大している等、障害のある子供ならではの課題というのも多くあったと思われるところ、こういった状況についても記載を盛り込んでもらいたい。
- P45に、「令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して教師1人を標準とした配置を実現する」という記載があるが、このように明記されてしまうと、18人に満たない場合教室が開けないということが出てくることを懸念している。数字を出すのはいいが、その数字に縛られ過ぎない工夫をしてほしい。また、特別支援学級については、児童生徒8人に対し教師1人、通級指導教室については児童生徒13人に対して教師1人となっているが、これももう少し少なくできないか。いずれについても、現場に応じ、柔軟に対応できるような記述の仕方を考えてほしい。
- 外国人児童生徒の日本語指導等を進めるため、教員免許を持っていない外部人材としての日本語教師の活用について提言がされており、喫緊の日本語指導の課題解決に向けた方策としては非常に有効であると考えている。一方で、外国人の子供たちの教育は、日本語指導のみならず、キャリア支援を含むほか、日本人を含むすべての児童生徒に対して異文化理解・多文化共生教育を行うといった側面も含んでいる。外国人の子供たちの指導と、日本人を含む全ての子供たちの多文化共生教育の両面からの教育の専門的な職域として、学校教育制度の中に位置付ける必要があり、将来的には新しい免許制度の創設も含め検討すべき。

- 自分の理解度に合わせて学ぶ場合、学習者としては、主体的に自分の理解度を把握し、次にやるべきことを考え、そこに向かって自ら取り組むことになるところ、理解度把握や、次にやるべきことのリコmendについてはAIが手助けするが、主体はあくまで自分なのだということが大事。一方で、自分の興味・関心について学ぶ場合、オンラインで学べることはたくさんあり、自分の学習を自分で調整していく能力が一層重要になる。そのための道具としてICTは不可欠であり、コンテンツにアクセスして学ぶ経験、情報活用能力をしっかりと身に付ける必要性について、もう少し強調してもよいのではないか。
- コロナ禍から対面授業に戻ったからと言って、もうオンラインはやらなくていいということではなく、むしろ対面で学べるうちにオンラインも併用して学ぶという経験が一層重要。
- 今回のコロナ禍で、GIGAスクール構想が前倒しされ、多くの自治体において今年12月くらいには1人1台環境が整備されるどころ、令和3年度からの中学校3年生は、当然この1人1台環境で学ぶことになる。一方で、高校はいまだにBYODで1人1台を実現することになっているが、デジタルを前提にした教育の必要性や、PCやタブレットが文房具と同じということを社会的に納得してもらうための時間が必要であるところ、BYODという施策自体が間に合わなくなっているのではないか。高校生に対しても、もう一段深める形で、1人1台に対する議論をしていく必要があるのではないか。
- 1人1台のPC、タブレットについては持ち帰りが前提であるということもどこかに明記すべき。
- P49(2)①でスタディ・ログを活用して、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ることが必要との記載があるが、スタディ・ログを活用した教材を選定することも重要であると明記してほしい。先生がスタディ・ログを生かすこともあるが、AIが解析することによって、子供たちに最適な学びを届けるという在り方についても盛り込んでもらいたい。
- P50、51に記載のあるICT人材の確保に関連し、コロナ禍において1人1台が進んだ自治体においては、ICTに対して正しい理解を持ち、教育行政と学校をきちんとつなぎ、バランスを取ることができる役割を担う人材が大きな役割を果たしていたと考えている。教育CIOという肩書を作り、学校側や教育委員会に対し、ICTの専門家として話をするだけでなく、新たな学校、GIGAスクールとは何かを発信できる役職を作っていくことも重要。
- P51(3)②に学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用に係る記載があるところ、現状、不登校の小中学生16万人のうち、ICTの活用で出席扱いとなっているのは286名、全体の0.2%に留まっており、このような状況でこの制度が使えるということをいづらか促進しても大して伝わらないのではないか。活用が進まない原因として、この仕組みを活用するか否かは校長の判断に任されていることが挙げられるが、出席扱いと成績評価を同時に行うようにするための制度の変更も必要と思われるところ、こ

れらについて、②で言及してほしい。

- 少人数学級について、世論も含め、声が上がっているところ、ICT 教育とコロナ対策に特化した中で少人数の話が出ているように感じる。教育の質の向上という観点から、少人数学級をとらえ直してほしい。
- 「7. 新時代の学びを支える環境整備」については、市長にも訴えるようアピールしていくことで、教育委員会とも連携ができるとよい。
- P52 に環境整備について柱があり、子どもの学習環境としての記載があるが、教師の職場環境としての学校も考えるべきではないか。職員室の自席のコンピューターからインターネットにアクセスできないという学校や、Youtube に上げられている文科省のチャンネルも見ることができないという学校もあり、仕事をするうえで非常に動きづらいものになっている。学校にある様々な道具をデジタルにしてほしいと考えているところ、環境整備もしくは働き方改革の箇所、教師から見た環境整備についても記載があるとよい。
- 特別支援学校では、児童生徒数の増加で職場環境が非常に過密になる中でやっているところ、P52 には教室環境や指導体制について記載がある中で、教職員の執務環境について触れなくていいのか。長期的に、教職員の職場が魅力的に見えていない中で、今の時代に合わせた基準や標準を作り、それを何年かで達成するように計画を策定し、都道府県、区市町村がその計画に基づいて応援するという仕組みを作らなければ、学校の中だけで対応するのは予算的にも難しい。
- これまで、小学校高学年からの教科担任制の導入についても積極的に議論をしてきたところ。総論に加え、P52 以降の「8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方」のうち、「②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進」においても、「教科担任制」の記載があるが、この部分について、実際の教育の質の向上に役立てる方向性を各現場でさらに考えてもらえるように、記述を強調してはどうか。
- P56 に、学校現場における ICT 環境の整備が進んだとしても、教師の基本的な役割が変わるわけではないと記載があるところ、確かに基本的役割自体は変わらないかもしれないが、自ら子供に直接教える以外の対話や、学びのコーディネーターといった役割が重みを増してくるのではないか。こういった役割の変化についても記載が必要。
- 全体として様々な課題が挙げられている一方で、社会的に大きな課題にもなっている LGBT に全く言及がない。LGBT の子供たちの力になれるような具体的な記述を盛り込みたい。
- 日本型学校教育においては、清掃活動も特徴のあるよい教育活動であるが、学校ではほうきとちりとりを使って清掃活動をしているところ、コロナ時代においてもこのままでよいのか。家庭とは全く違う清掃道具を使っている状況について、今後検討すべきではないか。

<第13回：令和2年9月11日（金）10:00～12:00>

議題1：関係部会等からの検討状況の報告／議題2：中間まとめ(素案)について(資料5-2)

<意見交換>

- タイトルについて、「誰一人取り残すことのない」というところはネガティブな印象がある。我々が目指すところは、一人一人を生かすというもう少し前向きな教育の在り方を考えて議論しているので、少し考え直した方がよいのではないか。
- タイトルの「誰一人取り残すことのない」という文言については、学力を底抜けさせないということであって、限定的な視点になってしまう印象があるので、もう少し未来志向の文言にできないか。
- タイトルの「誰一人取り残すことのない」という表現について、これまで、ハンディを背負った子供たちの存在を見逃しがちであった印象もある一方、ギフテッドや吹きこぼれの子供の存在もある中で、全て含んで前向きに表現することは難しいが、「取りこぼしてはいけない」という趣旨を読み替えて、バランスの取れた言葉を選んでいただきたい。
- タイトルについては様々な意見があり悩ましいが、「誰一人取り残すことのない」という文言には、これだけ豊かな時代にあっても、教育から取り残されている人がいる、そういったことは絶対にあってはならないという強い意志が示されていると考えている。率直に現状認識をタイトルに捉えられているのはよいことであり、貴重な一言である。
- P5において「社会の在り方そのものが現在とは「非連続」といえるほど劇的に変わるとされている」となっているが、実際にはもうその変化の真ただ中にあるので、将来的な話というよりは、もう我々はその変化の中にいるという、スピード感を喚起するような言い方に変えたほうがよいのではないか。
- P15の1番上に、新型コロナで浮き彫りになった課題として、「自立した学習者を十分に育てられなかった」という記載があるが、我々学校としても、教育委員会から何らかの手立てが来るまで何もできなかったということも多かったのではないか。子供だけでなく、学校自体の主体性も少なかったのではないかと反省しているところ。
- P18の2つ目の○について、個々の児童生徒の能力に対応して指導するという場合に、知識・技能における習得や習熟に当たってはICTの活用、とりわけドリル等のデジタル教材が有効であるということはこれまでも研究の実績があるところ。デジタル教材等をうまく使いエビデンスベースにすることで、指導のクオリティの向上や若手教師を支えることにもなると思われる。十分な学習状況の情報を得るためにも、デジタル教科書の早期普及、デジタル教材の充実、特にコロナの第2波、第3波が来ても、家庭から学習動画で学べる基礎・基本のものを国としてきちんとやるべきではないかと思う。

- 政治への参画という意識において、主権者の一員である、有権者の一員であるという教育が足りないのではないか。批判をすることは必要であるが、我々はその中であって有権者としての権利を行使し、自らが政治家あるいは行政を担う人間になっていく、社会のために奉仕する、政治は大事だという意識をしっかりと植え付けていくことが重要であると考えているので、「主権者」、「自覚」といった言葉を盛り込んでほしい。
- P20の主権者教育のところで、主権者としての資質・能力だけではなく、自分が主権者となるんだという意識を高める必然性についても、もう一言加えていただきたい。
- 今後ウィズコロナ、ポストコロナを見据えると、少人数の学級編成は非常に重要な施策であると思われる。P23の1つ目の○に「学校に十分な人的配置を実現し」と記載があるところ、少人数編成についてももう少し踏み込んだ表現が必要ではないか。
- コロナ禍中及びアフターコロナで少人数教育を進めていくに際しては、教師の人材の自身としても、志願者の気持ちのインセンティブとしても少人数教育との関係は重要なポイント。都市部では児童生徒数も多いので、教室数の不足という課題から施設整備の充実との関係性も重要であるが、少人数教育との関係で今後ますます人数も必要になるということについての記述も補強してほしい。
- 少人数学級の必要性についてもっと踏み込んでもらいたい。前回も、教育の質の向上の観点から少人数学級を捉え直していただきたいということを発言したが、どこかにしっかりと記載を盛り込んでいくことが必要ではないか。
- 少人数によるきめ細やかな指導体制についての記載を充実、協調してほしい。少人数学級にはクラスの定数の改善の問題と、教員の確保の人的配置の問題の2つの側面があると考えているところ、そういったところを網羅してもらいたい。
- P24について、3つ目の○に記載のある内容は全くその通りだと思うが、社会教育の担い手にもなる、また学校と家庭あるいは地域とのかけ橋になってすでに長年活動しているPTAの記述が抜けている。平成31年1月25日の働き方改革に関する中教審答申においても、最後のページに保護者・PTAや地域の方々に対し、協力をお願いするメッセージが書かれているところ、一貫性を持たせる観点からも、ぜひ追記してほしい。
- P27に、感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障することについての記載があるところ、今後自然災害等が起きた場合に備え、もう少し踏み込んだ書き方をする必要がある。文科省がかなり踏み込んだ通達を連発していた一方で、なかなか動けなかった背景には、首長部局には文科省の通達が全く届かなかったことがある。全ての子供たちの伴走者としての先生が動きやすいように、首長部局との連携も積極的に行うことも明記・強調して記載いただきたい。
- P11の子供たちの多様化に関し、特別支援学校に在籍する子供たちの約3割弱は複数の障害を併有しているところ、初等中等教育段階の複合障害の児童生徒への教育は大変有意

義。P53にある特別支援教育を担う教師の専門性の向上の中に、「障害のある子供の一定数が複数の障害を重複して有していることを踏まえた対応が必要である。特に盲ろうの子供は、情報の入力・出力の観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があるため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や指導や支援のポイントの整理などを進めて、専門性の高い教師の育成を考えていくことが求められる」といった内容について追記をしていただきたい。

- 特別支援学級は、子供8人に対し1人の先生という配置になっているが、小学校であれば1年生～6年生まで、中学校であれば1年生から3年生まで、複数の学年の子供がいたり、障害の程度も多様化しているなど、なかなか難しい状況にある。定員や定数に踏み込むことは難しいかもしれないが、指導の充実に向けて、何かしら考えていく必要があるのではないか。
- 特別支援学級や通級による指導を受けている子供は全国で4%以上おり、現在もどんどん増えている中で、それに携わる先生方も増えている。研修の充実だけでは済まない部分があるところ、特別支援学級や通級による指導を担う先生の免許や資格については、ぜひ検討を続けてほしい。
- 教員研修あるいは幼児教育にあつては本来直接的な体験を重視する学びが主体であり、あくまでもICTはその学びに関するものと位置づけられていたが、今後は豊かなものにするための装置・機材として利活用していくことが重要であるとともに、特に教員研修に当たっては、移動を伴う対面的な研修は今後もかなり制限が予想される場所、ICTの利活用は避けられないと考える。一方で、幼稚園や認定こども園等は小規模施設が多いこともあり、通信環境も含めICT環境は不十分である。また、環境が整備されても、その活用に当たって、活用を支援する人材の確保も必要であると指摘されているところ、予算措置等も講じられると考えるが、幼稚園、子ども園、保育園に関してもICTの利活用に関して配慮いただきたい。
- P62について、学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、遠隔・オンライン教育を活用した学習を出席扱いにする制度や、学習の成果を評価に反映する制度の活用促進に向け、好事例を周知するほか、「更なる活用促進を図るための方策を検討すべき」と記載があるが、現在の制度を活用促進するのでは状況はほとんど変わらないと考える。制度の見直しを検討することを明記していただきたい。
- P63のCBTテストについて、学力調査だけに使うのではなく、日々の学習の確認テストや評価テスト、アンケートにも利用できるようにシステムの構築をしていただければよいのではないかと考える。授業や学習改善のためにいつも利用できるようになっていけば、CBTの調査だけではなく、感染症や災害による休校時における家庭でのオンライン学習でもこれを生かせると思われるところ、日頃から使えることを打ち出せば、学校の協力も得られやすいと考える。

- 日頃からオンラインで学習診断できるような仕組みはあるべき。学力調査の CBT 化は難しい部分もあると思うが、CBT 化のメリットをうまく生かすような学力調査という考え方にもつながる。学習者側から見ると、様々なもので学習状況が診断できるので、自分の苦手な部分を克服することや、得意な部分を伸ばすなど、AI の力も借りて自己調整するような能力が伸びてくることになる。これを教師が伴走者として支えていくことになるので、丁寧な指導ができるように少人数学級であることが望ましい。
- P63 の学力テストの CBT 化に関連して、光ファイバーすらない町や村がまだあるところ、民間企業が敷設しないところには自治体が独自にやらざるを得ない状況にある。全国学力テストを CBT で行うに当たっては、本当に全ての学校で動画を取り込んだ問題が配信できるかどうか、総務省とも協議していただき、万全を期していただきたい。
- 学習ログや PHR を小学校、中学校、高等学校へつないでいくに当たり、保護者あるいは本人の了解を求め、個人情報保護条例の中で学校が責任をもって次につなげていくためには、個人情報保護について全国的な指導をしておく必要があるのではないか。
- P66 の学校健康診断の効率化に向けた電子化に係る記載について、冒頭に「働き方改革の観点から」と記載があるが、文章の順番について工夫することで子供たち中心の記述になるのではないか。
- P66 中段（4）学校健康診断の電子化に係る記載があるところ、乳幼児健診から社会人になってからの健康診断結果など、生涯にわたってつなげていく動きがあるが、学校における健康診断だけが十分にデジタル化されていないため、小1～中3、高3までの成長期の情報が紙でしか残っておらず、散逸してしまうという課題がある。前回会議でも申し上げたが、専門職である養護教諭が学校に1人しかいないことが多く、怪我や不定愁訴への対応等が多くある中で、スマート体重計等の最新の計測機器を入れることで養護教諭の働き方を助けられないかと考えている。学齢期の健康情報がデジタルで残り、校務支援システムのようなものと連結することによって、学校における保健指導と健康教育がエビデンスベースドになるほか、統計情報との比較・マッチングによって、貧困や虐待といった子供の早期発見もできると考えられるので、学習ログと同様、PHR のようなデータもビッグデータとして活用することを視野に入れるべき。
- P66 に新時代の学びを支える教室環境等の整備や教室環境に応じた指導体制等の整備が記載されているところ、コロナを意識してこういった項目建てになっていると思われるが、教室環境とは別に、新時代の学びを支える指導体制の整備という項目があってもいいのではないか。今回の改革の大きな方向性としては、個別最適な学びの実現を目指すことがあり、そのためには ICT 活用だけではなく、子供たち一人一人を丁寧に見られる教員の指導体制や環境整備こそ重要である。教育再生実行会議で検討されている少人数教育の実施などについては、こうした項目を立て、その中に書き込むべきではないか。
- P67 に関連し、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した自治体に対しても、し

っかりとバックアップをしていただきたい。小規模校ならではの良さを生かしつつ、質の高い教育環境の確保や施設等の公的ストックの適正化、あるいは学校を核とした地域活性化に意を用いていくべきではないか。ICTを用いた遠隔での学校サポートや複数の小規模校を学校群としたときの教職員配置の充実、学校施設を長寿命化し、図書館や公共施設と学校との複合化を進めることなど、子供たちにとっても地域住民にとっても大事な視点であると考えているので、そういったところもぜひ盛り込んでほしい。

- 小学校高学年における教科担任制や主体的な学びを保障する新しい教育の環境整備、修得主義的な考え方の取り入れや、オンラインとオフラインを組み合わせたハイブリッドな学びを保障することなど、複雑な組み合わせを合わせて実現するためには、施設整備と計画的な施設マネジメントが子供たちの学びの保障に必須かつ、難しい課題になってくると思われる。「7. 新時代の学びを支える環境整備について」と「8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について」は、7は全ての地域に該当するもの、8は人口減少地域に特化する課題として峻別されて書かれているのではないかと考えるが、施設整備と計画的な施設マネジメントは、少人数学級等の新しい動向も見据える必要があり、全ての地域にとって連動している課題であるので、関連しているということが分かるよう、書き方を工夫してもらいたい。特に8に記載のある個別施設計画については、今まで以上に全ての自治体で作成されることが非常に重要であり、何らかのインセンティブが働くようなアイデアを練ることも必要ではないか。
- 自らが教育行政、教育委員会に関わる中で、都道府県や大きな市区町村ほど、完全に縦割りになっているマネジメントがあり、GIGAスクール構想のような大きな改革を進めるときにコミュニケーションの問題等で制度解釈が難しくなっているケースが多いと感じている。ICT人材については、外部人材の積極的な活用によって、環境整備に係る部分に取り組んでいくことは書かれているが、制度解釈についても外部人材の積極的な活用や民間との連携をしていく必要があると考える。また、制度解釈をした実例についても中央から地方に対し広く周知をしていく必要があるのではないか。教育行政が伴走者となり、学校現場と新たな学校教育の在り方を実現していくという強いメッセージを発信する必要がある。
- 先生になりたいという大学生が減少する中、教務主任等の役職について、立場が目的化している学校も多いのではないかとと思われるところ、そもそもの役職を校長先生がマネジメントのうえで構成し直すような視点を持つ事も必要ではないか。
- 本文において「同調圧力」についても触れられていたところ、確かに人間関係のトラブルでは、背景に同調圧力を強く感じるケースも多いと思われる。それだけに簡単なことではないが、クラスのメンバーを固定化させないような工夫、あるいは異なる学年との交流を盛んにすることなど、同調圧力の緩和が図れるような環境を整えていくことも今後の取組として検討していくべきではないか。
- 文科省のいじめの定義を踏まえ、いじめを広く拾い上げている都道府県では、その中に

「人間関係のトラブルで不快に思う」といった事象が多く含まれているものと思われる。深刻ないじめ事案やその段階に移行する可能性のある事案に関しては、教員の早期・適切な介入が不可欠であるが、少々のトラブルに関しては、問題解決にすぐ介入していくことは必ずしも望ましい対応とは考えていない。教員が適切な介入の仕方やタイミングを身に付けるとともに、ピア・サポートやソーシャルスキル・トレーニングといった取組を通じて、児童生徒自身が当事者間でトラブルの未然防止や調整、解決できる力を伸ばしていくことが重要ではないか。

\* 上記内容は、委員の了解を取っておらず、事務局がまとめたものである。